[内閣官房、警察庁、総務省、出入国在留管理庁、外務省、文部科学省、 厚生労働省、気象庁]

多文化共生社会の推進に関する提言

2025 (令和7) 年8月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する提言

現在の日本国内には、多くの外国人住民が生活しています。

外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化・永住化、多国籍化が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が依然として継続しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会(多文化共生社会)づくりを推進するため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいます。

国においても、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月策定)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人材の受入れが進められています。さらに、育成就労制度の創設により、今後、日本国内に定住する外国人のさらなる増加が明白である中で、多文化共生社会づくりの一層の推進のために、省庁等は相互に連携の下、責任をもって、次の点について措置を講じられるよう提言します。

2025 (令和7) 年8月

多文化共生推進協議会

群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・ 愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市

[内閣官房、出入国在留管理庁及びその他関係省庁]

1 多文化共生施策実施の根幹となる基本法の策定及び司令塔となる組織の設置について

国籍や民族などの違いに関わらず、全ての住民が相互に人権を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、その施策の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。

また、出入国在留管理庁とは別に多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること。

【提言の背景】

「特定技能2号」の分野拡大や育成就労制度の創設などにより、今後も、日本国内に長期間にわたり居住する外国人が増加することが明白である。こうした中、国においては、令和6年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂されたところであるが、これらの施策が国の責任において着実に実行されるよう、基本法の策定及び司令塔となる組織の設置をすることを求める。

[内閣官房、警察庁、総務省、出入国在留管理庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、気象庁]

2 多文化共生施策の推進について

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた各省庁等の施策を、地域の実情や課題等を踏まえた上で、関係省庁等が緊密に連携し着実に実施すること。

さらに、フォローアップに際しては、地方自治体の意見も考慮し、実情に即 した施策の拡充を図ること。

今後の外国人施策の検討、推進にあたっては、特に次の点に配慮すること。

- (1) 日本語教育の充実(円滑なコミュニケーションの実現)
 - ① 「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、政府が定めた「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう、国が統一的なプログラムを示すこと。また、国が求める B1 レベルは、地域で生活する外国人が必要とするレベルと乖離しているため、B1 レベルについては国が専門機関等において教育を受けられる体制を整備すること。さらに、「日本語教育実態調査」のフィードバックについて、簡易な手続きでできるようにすること。【文部科学省】
 - ② 教育支援体制整備事業費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進 事業)について、地方財政が逼迫する中、地域日本語教育の体制を維持・拡充 するため、地方自治体の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、国 庫補助率の引き上げなど、永続的に実施可能な事業とすること。

また、子ども向け地域日本語教室の実情を踏まえ、教科学習支援を行う地域 日本語教室も補助対象とすること。さらに、地方自治体の事業の執行に影響が 出ないよう、採択通知日を早めること。併せて、審査基準を明確にするととも に、審査結果の点数の内訳や内定額の算定方法の詳細等を明らかにすること。

【総務省、文部科学省】

③ 「やさしい日本語」の普及啓発に関し、啓発イベントや研修事業の実施など 地方自治体の取組に対する財政支援を行うこと。【出入国在留管理庁、文部科 学省】

- (2) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について、地方自治体の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、総合的対応策の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などの支援を行うとともに、多文化共生社会の必要性・意義について国民が理解をより一層深めるための取組を国が進めることに加え、地方自治体の多文化共生社会の必要性・意義への理解を進める取組に対して必要な支援を行うこと。【各省庁等】
 - ② 外国人受入環境整備交付金について、地域により在留外国人数や比率、一元的相談窓口での相談内容等が異なることから、地域の実情を十分考慮した上で、地方自治体が事業を滞りなく実施できるよう申請上限額の増額の検討を含め、予算を確保すること。

また、相談員等の人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、十分な財政措置を講じること。【出入国在留管理庁】

- ③ 外国人支援コーディネーターの育成・認証等の制度検討にあたっては、コーディネーターが専門知識に見合った給料や安定した職、身分保障を与えられるよう、自治体や雇用する機関への必要な財政措置を講じるよう制度を設計すること。【出入国在留管理庁】
- ④ 老親扶養特定活動ビザは、入管法や法務大臣告示には定めがない。老親扶養特定活動ビザについて、外国人が日本で安心して活躍できることを念頭に、人道的に配慮した上で、その許可基準を検討し、明確に示すこと。【出入国在留管理庁】
- (3) 生活サービス環境の改善等
 - ① 外国人を含めた全ての人が、安心して適切な医療を受けられるよう、公的な 医療制度全体の枠組みの中で、地方公共団体や、医療機関等で既に実施されて いる取組を尊重して、医療通訳者の育成・配置、通訳者派遣などの取組にかか る費用負担に対応するなど、総合的な医療通訳の制度を整備すること。併せて、 医療通訳者は高度な専門性を要し、人材も限られているため、自治体任せでボランティアに頼る運用ではなく、デジタル化や通訳の遠隔化も含め、国が一元 的に対応する体制を基本とした制度を整備すること。

また、公的医療保険、介護保険の仕組みを誰にでもわかりやすくするため、 多言語及びやさしい日本語による広報を推進すること。加えて、外国人未払医療費を負担している医療機関に対する新たな制度を構築すること。

さらに、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図るため、特定技能及 び永住者(以下「当該在留資格」という)以外の在留資格を有する外国人につい ても、当該在留資格を有する外国人と同様に、国民健康保険料(税)の特に悪 質な滞納者と判断された者に対する実効性のある対策を早期に講じること。【出 入国在留管理庁、厚生労働省】

② 「外国人生活支援ポータルサイト」について、対象となる外国人がよりアクセス・利用しやすいように引き続き整備を進めること。

また、国の制度に関する情報、大規模災害発生など、緊急に周知を図るべき情報及び平常時に広く外国人住民が必要とする情報については、国の責任において、SNS等の活用も含め、伝達する仕組みを構築し、多言語及びやさしい日本語で情報を発信すること。

さらに、その情報を同ポータルサイトに集約し、出入国在留管理局等、国の 組織において広報手段を確保するとともに、多言語のみならず、やさしい日本 語での情報提供が定着するよう推進すること。【内閣官房、出入国在留管理庁、 厚生労働省】

③ 安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、多言語及びやさしい日本語による防災・減災、防犯、交通安全、生活上のルール等の啓発活動に対し、積極的な支援を行うこと。

また、情報発信事業者等に対して、災害時における情報提供を多言語及びや さしい日本語で積極的に行うとともに、テレビ等だけでなく、SNSでも情報 発信するよう働きかけること。

さらに、国の「防災基本計画」において「在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う」ことが明記されているが、この情報伝達における多言語及びやさしい日本語の使用とともに、支援者としての外国人住民の活用についても国の防災基本計画に明記すること。【内閣官房、警察庁、総務省、出入国在留管理庁、気象庁】

- (4) 外国人の子供に係る対策
 - ① 公立小中学校等における日本語指導の実効性を確保するため、義務標準法の 規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善につい て、着実な実施及び現状の加配定数の維持を図るとともに、日本語適応指導の ための適応指導員や、外国人児童生徒等のための相談員の配置、教材等の公的 手当、教員の日本語指導方法等の研修等外国人児童生徒等に対する公立小中学 校等での教育環境の充実を図ること。【文部科学省】
 - ② 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人の子ども等が、高等学校の入学資格を取得しやすくするため、効率面だけにとらわれるのでなく、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。【文部科学省】
 - ③ 外国人の子ども等の就学状況について、国において全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を今後も継続的に実施するとともに、全ての外国人の子ども等の就学機会が確保されるための取組について、必要な財源措置を行うこと。

また、スクールソーシャルワーカーや福祉機関等との連携を積極的に推進し、 公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育が受けられ、外国 人学校等においても健康管理にも配慮される仕組みを作ること。

さらに、外国人の子ども等が早期から学校生活に適応できるよう、就学前の子どもを対象とした拠点校方式のプレスクールや、子どもの在籍校への支援員派遣など、それぞれの地域が実情に応じて初期適応指導の場や機会を設定できる仕組みを作るとともに、必要な財源措置を行うこと。【総務省、出入国在留管理庁、文部科学省】

④ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業の「I帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の直接の補助対象に全ての市区町村を含めること。

また、「II 外国人の子供の就学促進事業」について、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る学校外での指導のため、補助対象経費の拡大や国庫補助率の引き上げ、交付税措置など、永続的に実施可能となるよう、財政的措置の拡充を図ること。【文部科学省】

⑤ 外国人学校に対する支援について、外国人学校が果たしている役割を明確に 示した上で、公的支援のみならず、企業や市民からの支援が得やすくなるよう、 外国人学校が特定公益増進法人の適用を受けられる制度に見直すこと。

さらに、出身国からの支援が少ない外国人学校について、相手国政府に対し、 教科書の無償貸与等の支援をするよう、強く要請を行うこと。【外務省、文部科 学省】

(5) 適正な労働環境等の確保

① ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの対応を継続的に行うとともに、「外国人就労・定着支援研修事業」の拡充をはじめ就労につながる実効性のある日本語を学習できる仕組みをつくること。

また、日本語能力等に配慮した職業訓練を引き続き実施すること。【厚生労働省】

② 労働関係法令の遵守や日本語能力に配慮した労働安全管理、入国在留審査に おける日本人と同等の報酬の確保等の確認の徹底を図るなど、外国人労働者の 就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進を引き続き進めること。

さらに、外国人高齢者が日本で安心して暮らせるよう、特別永住者などに存在する無年金者への救済策や支援策についても講じること。【厚生労働省】

③ 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るため、小中高等学校・外国人学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子どものキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施することを含め必要な措置を講じるべきである。

その際、保護者への支援も含めた保護者と子どもの一体的なキャリア形成支援について理解を進められるよう、具体的な方法を検討すること。【文部科学省、厚生労働省】

(6) 新たな在留資格管理・制度等の適切な運用

① 育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入れ環境の整備にあたっては、 監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切 に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族 に対する日本語教育を始めとした支援について国、地方自治体、関係機関、事業主等の役割をより明確に示し、地方自治体の取組に対して十分な財政措置を 講ずること。

また、国内の日本語教育機関及び地方自治体ごとの日本語教師数等を正確に 把握し、日本語教育機関や日本語教師が少ない地方自治体においても安定的に 実施可能な日本語教育の仕組みを検討すること。【文部科学省、出入国在留管 理庁、厚生労働省】

- ② 補完的保護対象者認定制度に基づく対象者への支援について、定住支援プログラム終了後も自立して生活できるよう国が責任をもって支援を行うこと。 また、制度の運用や対象者の情報について、地方自治体に対して分かりやすく情報提供を行うこと。【出入国在留管理庁】
- ③ 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携について、制度施行までの周知期間が短く、関係者への説明不足もあり、対応に混乱が生じた。今後、制度改定・施行を行う際には、充分な周知期間と、関係者への丁寧な説明を行うこと。【出入国在留管理庁、厚生労働省】

(7) 不法滞在者等への対応について

- ① 在留資格はないが、人道的な観点から対応に配慮を要する外国人及びその家族に対して、救済の可能性があることを知らせるため、「在留特別許可に係るガイドライン」の周知を図ること。【出入国在留管理庁】
- ② 外国人収容者の人権に十分配慮した対応を行うこと。【出入国在留管理庁】

【提言の背景】

家族帯同も認められる在留資格「特定技能 2 号」の分野拡大や育成就労制度の創設により、定住化する外国人の更なる増加が見込まれる。日本語学習、子育て、医療、介護、年金など、生活者として必要な支援を、企業、国、自治体がどのように役割を分担し、公共サービスを提供していくのか、地方自治体の意見も踏まえて十分な議論を重ね、国としての方針を明確に示す必要がある。

(1)① 日本語学習者の拡大と多様化が進む中、生活のあらゆる面で日本語が課題となっており、地域の日本語教室などボランティア頼みの対応では、人員、予算、能力の面において限界がある。日本で生活する全ての外国人が生活に必要なレベルの日本語をどこでも習得できる環境を国として整備することが必要である。

特に、「日本語教育の参照枠」で示す B1 レベルを目指すには、地域任せでは限界があることから、国が統一的なプログラムを示し、希望する外国人が日本語教育を受けることができる環境を整備する必要がある。

さらに、都道府県が実態をつかんで施策を立案するためには正確な基礎データが必要であり「日本語教育実態調査」の詳細データを簡易な手続きで開示できることが必要である。

(1)② 外国人数の増加に伴い、日本語学習者の拡大と多様化が進む中、生活のあらゆる面で日本語教育が課題となっており、地方自治体の財源のみでは事業を実施することが困難である。教育支援体制整備事業費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)は、地方公共団体が事業費の主に2分の1を負担しなければならなく、継続性が不明確であるが、近年、申請額に対して国庫補助内定額が下回っており、地域日本語教育事業の実施に多大な支障が生じている。本補助金は、地域における日本語教育を推進するために必要不可欠な財源であるため、必要額に不足が生じないよう国として責任を持って安定的に予算を確保されたい。

また、多くの地域の子ども向け日本語教室が行う日本語教育の実情は、生活 に必要な日本語教育と教科学習支援を切り離して行っておらず、教科学習支援 が補助対象外となっており、子ども対象の地域日本語教室への支援が難しくな っているため、他の補助制度に配慮しつつも補助対象とするべきである。

さらに本事業は、経費の多くを人件費が占めており、人の雇用に関わることから影響が大きく、都道府県においては基礎自治体等に間接補助金を交付している場合もあり、交付先への影響も甚大である。間接補助を利用する市町村や委託先が4月1日から滞りなく事業を実施できるようにするためにも、国は、採択通知又は内定通知等により、少なくとも3月上旬には補助額を示すべきで

ある。

加えて、同事業については、審査結果と講評が通知されているが、明確な基準が示されず、点数の内訳や算定方法の詳細等が不明である。翌年度以降の適切な事業計画のためにも、詳細等を明らかにすべきである。

- (1)③ 多様な背景を持つ人々を、ともに地域社会をつくるパートナーとしてとらえ、 相手の立場に立って考えられるようにする「やさしい日本語」を普及させるこ とが有効であると考えられる。
- (2)① 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の、地方自治体が行う一元的相談窓口や、公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に対する財政措置など、外国人に関する諸制度を推進していくため、地方自治体と国の機関、外国人在留支援センターとの連携強化を十分に図る必要がある。

また、地方自治体が取り組む多文化共生社会の必要性・意義への理解を進める取組に対して、地域の実情や特性を踏まえた支援を行う必要がある。

(2)② 外国人受入環境整備交付金は、令和7年度交付要綱が見直され、相談件数による上限額の設定や対象経費が限定されたことにより、地方自治体では対応に苦慮している。

また、自治体により外国人数や外国人住民の比率は大きく異なる中で、一元的相談窓口での相談受付件数に応じた人件費交付上限額が設定されたが、相談窓口に寄せられる相談は複雑化してきていることから、相談内容や対応時間を加味した予算配分が求められる。特に集住地域では多くの相談員を確保しなければならないため、申請区分、申請上限額等を地域の実情に応じて適切な見直しを行う必要がある。

- (2)③ 令和6年より「外国人支援コーディネーター」を育成・認証されているが、 コーディネーターの配置が想定される各自治体の相談窓口には非正規職員を充 てる場合が多いのが現状である。雇用期間が限られ処遇も低いままでは、人材 の確保が難しく、専門知識を身に着ける意欲が沸きにくいため、国が責任を持 って財政支援をすることが求められる。
- (2)④ 日本で生活する外国人が増加している中、日本に住んでいる外国人は本国の 親と離れて暮らしている方が多い。日本で家族のケアができ、安心した生活を

送る環境があることは、日本で活躍する外国人には大きな安心につながる。親 族訪問の短期滞在ビザで親を呼ぶことはできるが、長くて90日間であり、日 本に残れるわけではない。

また、家族滞在ビザの対象は、配偶者と子どもに限定されており、親を呼ぶ ことはできない。現在、それぞれの状況を鑑み「特定活動」で在留が認められ る事例(いわゆる、老親扶養特定活動ビザ)があるが、入管法や法務大臣告示 には定めがなく、この判断は裁量となっており、その要件は明確となっていな い。

例えば、外国人親の年齢が70歳未満の場合で、本国に身寄りがなく、病を抱えていて働くことができなくても、許可の可能性は厳しい現状がある。外国人親が日本に住む場合、その生活費は当然子の世帯が負担すること、などの必要な要件は担保した上で、人の心に寄り添った基準を検討していただくとともに、その基準を明確にしていただき、日本における外国人の活躍につなげていただきたい。

(3)① 外国人の受診にあたっては、言葉や医療文化の差異に起因するコミュニケーションの課題があり、医療安全の問題も懸念される。外国人の受診が増える中、 医療通訳への期待がますます高まっているため、通訳者の資格や身分保障にかかる制度の整備を求めたい。

また、公的医療保険制度の対象となる外国人には、適正な加入・脱退手続きが行われるよう、わかりやすい広報を行われたい。

加えて、公的医療保険未加入の外国人を救急搬送等で医療機関が受け入れ、 その医療費が未収となった場合は、医療機関が負担している。こうした場合、 救命救急センター以外の医療機関においては、国の補助制度がないため、一部 の地方自治体では未収金の一部を補助しているが、外国人材の受入れ増加に伴 うものであり、出入国在留管理にも紐づけるなどして国の課題として取り組ま れたい。

さらに、国民健康保険に加入しているにもかかわらず故意に保険料を納めない外国人については、給付と負担の公平性の観点から、納付を促す仕組みの構築が求められる。

(3)② 「外国人生活支援ポータルサイト」は、外国人住民への情報を一元的に提供する媒体として期待しているが、外国人住民が更に利用しやすい形に改善を続けていただきたい。

また、国の制度(教育、社会保険、児童手当等)など国が統一的に示すべき情報については、引き続き多言語及びやさしい日本語で情報提供するとともに、災害情報、感染症対策、防火安全対策、武力攻撃への対応などの緊急情報についても、外国人住民向けに速やかに情報提供されるよう、出入国在留管理庁が事業主務省庁等に対し、強く依頼されたい。

(3)③ 外国人が犯罪や交通事故などの当事者とならないようにするため、日本社会において安全で安心して暮らせるためのルール等を積極的に啓発することなどが求められる。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和6年度改訂) II 施策2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化(1)現状及び課題 ア 外国人に対する情報発信の記述の中で、「外国人が情報を入手する媒体と国が情報を発信する媒体が異なることにより、必要な情報が届かないなどの課題がある。」とされているように、外国人の属性による利用媒体の違いを考慮し、災害時においても、テレビ等だけでなく、様々な媒体で情報提供を行うことが有効である。

さらに、災害時の多言語とやさしい日本語による情報発信の基本的な考え方や 支援者としての外国人住民の活用を国の防災基本計画に明記し整理することに より、地方自治体の防災計画への波及が期待できる。

(4)① 特別の教育課程は各自治体・学校の判断によって導入することができるものとされており、公立小中学校等における日本語指導の取組は自治体や学校によってまちまちであり、実効性の確保が重要である。

また、日本語の習得に課題があるため、各教科等の学習内容の習得ができず、子どもが能力を十分に発揮できない現状が見られる。

さらに、公立小中学校等における日本語指導のための適応指導員については、 教育現場から拡充が求められており、翻訳文書の作成を行い、保護者や子ども の相談に母語で対応できる相談員の配置も求められているなど、教育環境が十 分に整っているとはいえない。 加えて、県・市の設置する一元的相談窓口にも、学校とのやりとりに困難を 抱える保護者からの相談が寄せられている。

ついては、特別の教育課程の円滑な導入及び実施のための取組を行うととも に、日本語指導支援員、母語支援員の充実及び処遇改善を速やかに実施するこ とが望まれる。

- (4)② 就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた外国人の子ども等に多様な機会を用意することは、外国人の子ども等の将来に貢献する職業選択の幅を広げ、彼らが地域における貴重な人材となるための自立支援にもなる。
- (4)③ 令和6年8月8日に、第4回目の『外国人の子供の就学状況等調査』の結果が公表され、不就学と考えられる外国人の子供の数が全国で8,601人であることが明らかになった。こうした中、全国的な不就学の子どもに対する詳細調査を国の責任で継続的に実施することで不就学の子どものフォローアップが求められており、令和2年7月1日付けで「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定されていることから、地域の現状に合わせて市町村、市町村教育委員会と連携し、予算措置をするなど確実に実施していく必要がある。

また、外国人学校は学校保健安全法の対象になっておらず、健康診断を実施 していない学校も多く、子どもを大切に育てていく上で、学習面での支援と合 わせ心身の健康管理にも配慮されることが望まれる。

さらに、就学前教育の取組として、日本語や学校の習慣などを教えるプレスクール事業を実施する一部の市町村においては、子どもが小学校生活をスムーズに始められるなどの効果が出ていることから、それぞれの地域が実情に応じてこうした初期適応指導の場や機会を設定できる仕組みが求められる。

(4)④ 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業の「I帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の補助対象は都道府県、指定都市及び中核市とされており、それ以外の市町村については都道府県を通じた間接補助は受けられるものの、直接補助を受けられない仕組みとなっている。外国人児童生徒等の在籍校の広域化、散在化が進んでいることから、それぞれの市区町村が地域の実情に応じた支援を行えるよう、直接の補助対象に市区町村を含めることが望まれる。

また、「II 外国人の子供の就学促進事業」について、不就学等の外国人の子どもの就学支援を行う教室の開設・維持が課題となっていることに加え、義務教育年齢の不就学の子どもの他に、義務教育を国外で終えてから来日した子どもも増えており、高校進学支援の必要性が高まっている。教室の開設をしても、当該教室に子ども達が通学する手段がないことから不就学となっているケースも多くあるため、地域の実情に応じた支援となるよう、送迎費等(運転手人件費、車両代、燃料代)に対しても補助されたい。

(4)⑤ 外国人の子どもに対する支援では、日本語支援や公立学校での支援が施策の 中心となっているが、外国人学校の役割を基本指針等により示すことが望まれ る。

また、公的支援以外に、寄付金が受けやすい優遇制度や外国政府の支援拡充が求められる。

- (5)① 外国人失業者の中には今後も日本で働くことを希望している者も多いが、職務経験が十分でないことに加えて、就労に必要な日本語能力が不十分なため、再就職が困難になっているものと思われる。
- (5)② 外国人労働者は派遣・請負や、パート・アルバイト等、非正規雇用の不安定 な就労形態で働く者が多く、就労環境は厳しい状況にあるが、外国人労働者へ も労働関係法令等は日本人と等しく適用されることから、その徹底が求められる。

また、韓国・朝鮮籍の特別永住者の中には、国民年金法施行当時の国籍条項により、年金資格期間を満たせず無年金者となっているものも未だにおり、国策によりやむを得ず無年金となっていることから、国が責任を持って支援するべきである。

- (5)③ 日系人等定住外国人の子どもについて、日本の雇用形態を理解できていない 保護者が多く、保護者と同様の就労形態を選択し、キャリアアップの志向が弱いという課題がある。
- (6)① 育成就労制度等により、今後もさらなる在留外国人の増加、多国籍化が見込まれるため、監理支援機関及び育成就労実施者に対する措置に国が責任を持っ

て取り組むとともに、国、地方自治体を始めとした各機関の役割分担の整理、 地方自治体の取組に対する十分な財政措置が必要となる。

また、監理支援機関及び育成就労実施者に対して、育成就労外国人への入国 後講習中及び就業開始後の日本語教育が義務付けられたが、認定日本語教育機 関(就労)の設置の見込みが立たない地方自治体や、日本語教員養成機関がな く登録日本語教員が少ない地方自治体が想定されるため、各地の日本語教育の 担い手の実態を正確に把握し、全国どの地域であっても日本語教育を安定的に 実施できるよう措置を講じる必要がある。

② 補完的保護対象者認定制度に基づく対象者については、条約難民の定住支援 プログラムと同程度の定住支援プログラムが提供されることとなっているが、 対象者の安定的な定住のためには、当該プログラム終了後も継続的な国の支援 が必要となる。

また、地方自治体として必要な措置を検討するためには、国からの分かりやすい情報提供が必要となる。

③ 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携については、令和7年2月28日付の自治体宛て文書により制度開始の通知がなされ、同年3月6日に制度開始の公表がなされた。基礎自治体においては、協力確認書の受け取りおよび特定技能機関からの問い合わせに対応するための体制整備、都道府県においては、管内基礎自治体に対する支援や基礎自治体における担当窓口情報の広報といった対応を、予算ならびに人員の確保が困難な時期に急遽行うこととなった。

また、特定技能機関においても、情報の周知が徹底されておらず、自治体宛 ての問い合わせが続いている状況である。同制度の主旨として関係各者が円滑 な情報共有を行えることなどを目指していることは承知しているが、本制度に 限らず、今後、影響範囲の広い制度改正・施行を行う際には、充分な周知期間 と、関係者への丁寧な説明を行うようお願いいたしたい。

(7)① 不法残留者を始めとする在留資格のない外国人は、就労ができない、健康保険に加入できない等、課題を抱えることになるとともに、不法に就労したり犯罪に関わることもあるなど治安への影響が懸念されることから、対策を要する

- 一方で、人道的な観点から対応に配慮を要するケースもみられる。こうしたケースについては、在留特別許可により救済されることがあるため、「在留特別許可に係るガイドライン」をより一層周知することが求められる。
- (7)② 今般、外国人収容者への対応について人権的配慮が疑われる事案が明らかになっている。こうした事案は、国内外の外国人から、日本の人権に対する意識が疑われることにつながってしまう。このような事案が発生することのないよう、事実関係を検証のうえ、対策を講じることが求められる。